

2012年度

関西大学大学院会計研究科 入学試験問題（10月募集）

[素養重視方式]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 22 ページまであります。
4. 試験時間は 90分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机の上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

入学試験日 2011年10月16日（日）

小論文

問題

次の資料（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針（平成22年版）」－平成22年4月26日（部分）と経済産業省「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」－平成22年9月（部分））を読んで、以下の問いに答えなさい。

- （1）中小企業の会計基準制定の経緯を簡潔にまとめなさい。
- （2）中小企業と大企業の違いと、その違いが会計基準に与えている影響を述べなさい。
- （3）「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」にかかる議論を簡潔にまとめなさい。
- （4）中小企業庁は経済産業省の外局であり、「中小企業の会計に関する指針」の作成にも参画しているにもかかわらず、「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を作成した意図は何か。簡潔に述べなさい。

【総論】

目的

要 点

- 株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- 中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」という。）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。
- このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

1. 中小企業の会計—計算書類の作成義務

株式会社及び持分会社の会計の原則は、会社法第431条及び第614条において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするとしてされているとともに、会社計算規則の定めるところにより、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあっては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられている。この一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行のひとつとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という。）がある。会計基準においては、中小企業の特性を考慮した簡便的な方法が設けられている場合もあり、また、会計実務では、具体的な規定が会計基準において定められていないような場合など、一定の状況下では、法人税法で定める処理が参照されている。

2. 本指針作成の経緯

旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第32条第2項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かは十分には明確になっていないと指摘されていた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成14年6月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表した。また、これに呼応して、平成14年12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成15年6月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら3つの報告を統合するものとして、平成17年8月

に公表されたものである。

その後、平成18年4月に、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い本指針の見直しを行った。

3. 本指針の目的

本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。

また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。

対 象

要 点

- 本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。
 - (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
 - (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社
- 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。

4. 本指針の適用対象とする株式会社

本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。

- (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- (2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）及びその子会社

これらの株式会社は、公認会計士又は監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、本指針の適用対象外とする。

5. 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社

特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。

本指針では、本指針の適用対象となる会社を中小企業という。

本指針の作成に当たっての方針

要 点

- 企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。
- 会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。

6. 会計基準とその限定的な適用

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。

投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている。

しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している。

7. 法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合

法人税法で定める処理を会計処理として適用できるのは、以下の場合である。

- (1) 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合
- (2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

要 点

- 本指針はすべての項目について網羅するのではなく、主に中小企業において必要と考えられるものについて重点的に言及している。
- 本指針で記載されていない点については、「本指針の作成に当たっての方針」の考え方に基づくことが求められる。

8. 本指針の記載範囲

中小企業が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理を網羅的に示すことは、およそ不可能である。そのため、本指針では、特に中小企業において必要と考えられるものについて、重点的に言及している。

したがって、実際の適用に際し、本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たっては、「本指針の作成に当たっての方針」に示された考え方に基づくことが求められる。

9. 本指針の適用に当たっての留意事項

本指針では、項目ごとに「要点」が枠書きで示されているが、これは本文で記載されている事項の要約を簡便に記述したものである。したがって、実際の適用に際しては、「要点」の記述のみならず、本文で示されている事項も参考にすることが求められる。

Ⅱ 現状認識

はじめに、中小企業の会計のあり方を検討するにあたって、中小企業の実態、中小企業の会計を取り巻く枠組みについて、現状を概観する。

1. 中小企業の実態

我が国の中小企業は、全企業 421 万社のうちの 99.7%を占めており²、雇用の 69.4%、製造業における付加価値額の 54.4%を生み出している³。このうち、法人形態の中小企業は、257 万社⁴あり、全法人の 98.8%を占めている。

このように、中小企業は、事業の遂行・発展によって、大きな付加価値を生み出す我が国経済の基盤であって、多くの雇用を担う重要な存在である。特に、地域経済では、その経済活動の大部分を中小企業が占め、地域経済の中核としての役割を果たしている。

他方、中小企業は、多種多様な業種・業態の事業活動を行っており、その規模や経済取引等の実態は個々の企業で異なり、大企業と比べて生産性、収益性等のばらつきが大きいなど、総じて、大企業とは異なる属性を有している。特に、中小企業の会計のあり方を検討するにあたって考慮すべきと考えられる、多くの中小企業が該当する属性は、以下のとおりである。

(1) 資金調達

² 平成 18 年「事業所・企業統計調査」（総務省）における、法人及び個人事業主の中小企業数。

³ 2008 年「工業統計表」（経済産業省）

⁴ 「平成 20 年度会社標本調査」（国税庁）における、資本金 1 億円以下の法人数。

資金調達の方法として、資本市場で資金調達を行うことは殆どない。すわなち、資金調達は、地域金融機関やメガバンクなどの金融機関からの借り入れが中心であり、代表者の個人資産の抛出、親族・知人からの借り入れ、内部留保の利用も行われている⁵が、第三者に対する新株の発行や起債を行うことは少ない。

(2) 利害関係者

中小企業では、その主要株主が取締役であるというように、所有と経営が一致しており、いわゆる同族会社に該当する場合が殆どである⁶。また、通常、株式には譲渡制限が付されており、株式が第三者間で自由に譲渡され、流通することは想定されていない。利害関係者の範囲は限られ、会計書類等の開示先は、主として、債権者である取引金融機関・主要取引先や株主・従業員、信用調査機関など限定的である⁷。

(3) 会計処理の方法

中小企業は、商慣行や会計実務の歴史的経緯を基礎とする会計処理の方法に従っていることが多い。多くの中小企業では、主として取得原価に基づく会計処理が行われている。また、確定決算主義に基づく税務申告が計算書類作成の目的の大きな割合を占

⁵ 中小企業の主な資金調達先（複数回答）として、萌芽期、成長初期では、民間金融機関 89.0%、政府系中小金融機関 45.6%、代表者 34.3%、親族・知人 20.4%、自己資金（キャッシュフロー） 20.1%、成長・拡大期、安定期では、民間金融機関 85.5%、政府系中小金融機関 46.5%、自己資金（キャッシュフロー） 23.9%、代表者 17.7%、親族・知人 9.5%となっている。（「中小企業の資金調達環境に関する実態調査（2007年11月）」（㈱東京商工リサーチ））

⁶ 平成20年「会社標本調査」（国税庁）

なお、同族会社とは、株主等の3人以下及びこれらと特殊の関係を有する個人・法人の有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総額又は出資金額の50%超である会社を言う（法人税法第2条第10号）。我が国の法人に占める同族会社の割合は、97%と大部分を占める。

⁷ 中小企業の主な決算書の開示先（複数回答）として、取引金融機関 87.8%、株主 71.6%、信用調査機関 55.6%、主要取引先・顧客 29.9%、従業員 26.3%となっている。（「中小企業の資金調達環境に関する実態調査（2007年11月）」（㈱東京商工リサーチ））

め、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている。

(4) 経理体制

多くの中小企業は、その経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識も十分ではないため、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていない⁸。

2. 中小企業の会計を形作る枠組み

(1) 企業会計に関する法的枠組み

企業会計制度は、会社法、法人税法及び金融商品取引法によって、構成されている。それぞれ、会社法は、株主や債権者など企業関係者間での利害調整機能、法人税法は、公正な課税所得計算を図る機能、金融商品取引法は、投資家に対する財務報告・情報開示機能を担っている。これより、中小企業の会計との関係を考慮しつつ、それぞれが果たす機能を概観する。

① 会社法会計⁹

⁸ 中小企業における事業主以外の経理担当者の人数は、0人が9.0%、1人が59.7%。財務諸表の作成まで一貫して社内のできる中小企業は、25.6%となっている。なお、仕訳伝票を会計専門家に渡して全て任せる企業は、43.0%、総勘定元帳の作成まで社内で行う企業は、27.1%となっている。(平成20年度「会計処理・財務諸表開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁))

⁹ 会社法の企業会計規定の沿革は、次のとおり。

明治23年の旧商法において、日本で最初の法律学上の企業会計規定が設けられ、明治32年の商法では、その「総則」と「会社ノ計算」に、計算書類に係る規定が置かれた。これによって、すべての商人が少なくとも毎年1回、すべての財産に関する財産目録と、貸借対照表を作成すべきことが要求された。ドイツ商法の影響を受けていたものの、ドイツ商法上の概念であり、公正なる会計慣行を意味する「正規の簿記の諸原則」の概念は商法に導入されなかった。

昭和37年改正商法では、実務的な負担の軽減等が考慮され、商法の会計規定と企業会計原則等との摺り合わせが行われた結果、取得原価主義が原則に据えられ、財産主義的立場から収益主義的立場へと考え方の転換がなされた。

昭和49年改正商法では、初めて会計の包括規定として「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ(第32条第2項)」という規定が置かれた。これは、昭和49年の商法改正及び商法特

会社法では、全ての株式会社及び持分会社の会計について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定され（会社法第 431 条、第 614 条）、また、会社計算規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」と規定されている（会社計算規則第 3 条）。

この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、会社法体系の中でその具体的な内容について特段の規定は置かれていない、幅の広い概念であって、複数存在し得るものであると解されている。すなわち、金融商品取引法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であると解される、企業会計審議会が公表した企業会計原則（以下「企業会計原則」という。）や ASBJ が開発・公表する企業会計基準（以下「企業会計基準」という。）は、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に含まれると推定されるものの、これらが、唯一の企業会計の慣行であると解すべき理由は無いと考えられる。

最終的に、個々の企業会計の慣行が、一般に公正妥当と認めら

例法の制定により、大会社において会計監査人による計算書類の監査が強制されることになったことに伴い、従前から行われていた証券取引法による公認会計士又は監査法人の監査の対象となる財務諸表との調整を目的として設けられたものである。

平成 10 年には、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省）が公表され、「要求される情報に差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整されてきた」、「商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に関係し、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきた」として、商法と企業会計の近接化の傾向が指摘された。また、同報告書では、国際的観点から会計情報の比較可能性が求められており、会社実態を適正に表すための措置として金融商品の時価評価を導入すべきことが提言されている。

これを受けて、平成 11 年改正商法では、金融商品の一部について、時価評価が導入され、平成 13 年改正商法では、計算書類の公開について、自社ホームページ等によるインターネット公開が認められた。これにより、従来の新聞・官報による公告と比較して実施コストが大幅に減少し、特に中小企業にとってはディスクロージャーを現実的に行う環境が整備された。

平成 14 年改正商法では、会計基準の制定・改定に機動的に対応できるよう計算規定が省令化された。また、商法特例法上の大会社に連結計算書類の作成が義務付けられた。

平成 17 年の商法改正により、「商法」から「会社法」へと全面改正がなされた。

れるかどうかについての判断は、裁判所に委ねられることとなる。この点については、既に、立法担当者や会社法の専門家による説明等からも明らかにされている¹⁰⁾。

特に、いわゆる「長銀事件判決」（最判平成 20 年 7 月 18 日）では、ある特定の会計処理の方法が従うべきものとして定められたとしても、「唯一の公正なる会計慣行」となるための要件のハードルは極めて高いことが示されている¹²⁾。

中小企業が行う会計処理は、通常、企業会計基準に準拠されているとはいえない場合も多くみられるものの、それが会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の枠内に収まっている限り、当然、会社法上適法なものである。例えば、現在の「中小企業の会計に関する指針」は、企業会計基準を簡素化した

¹⁰⁾ 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは、「企業会計審議会が公表する「企業会計原則」を始めとする会計基準は、一応それに当たると推定される。しかし、当該会計基準の内容は基本的事項に限られ、網羅的ではない。また、それが唯一の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であると解すべき理由はない。とくに中小企業の場合には、当該会計基準と異なる会計処理をなすことが直ちに違法とは言えないことが少なくない。たとえば、会計参与設置会社（会社法第 2 条第 8 号）である中小企業の会計は、右の会計基準より簡便な「中小企業の会計に関する指針」（平成 15 年 8 月）によることが適当とされており、それ以外の中小企業には、より幅広い会計処理も認められる。個々の会社にとっての「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を最終的に決定するのは、裁判所の役割である。」（江頭憲治郎「株式会社法」（有斐閣）

¹¹⁾ 立案担当者による会社法の解説では、会社法上、「ある種の会計事象について、複数の会計処理の選択を認めており、かつ、その選択の範囲は、主として有価証券報告書提出会社が従うべき会計基準よりも広い選択肢が認められている」こと、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と認められるものは、株式会社の規模、業種、株主構成などによって複数同時に存在しうる」ものであり、中でも、中小企業については、「不文の会計慣行に委ねられている部分が多く存するところであり、そのようなものが公正な「会計慣行」には含まれないものとするのが会社法改正の趣旨ではない」ことが指摘されている。（相澤哲・岩崎友彦「商事法務 No. 1746 株式会社の計算等」、相澤哲・郡谷大輔・和久友子「商事法務 No. 1764 会計帳簿」）

¹²⁾ 「長銀事件判決」では、資産査定通達等に基づく決算経理基準は、それ自体は具体的かつ定量的な基準とはなっておらず、その解釈・適用に相当の幅が生じるものであったため、過渡的な状況とは言え、資産査定通達等の方向性から逸脱する税法基準に従った資産査定を以て、直ちに違法であったとは言えない旨判示されている。すなわち、従うべきとされる会計処理の方法が定められたとしても、具体的かつ定量的な基準や、その解釈・適用方法の明白性、周知徹底に要する時間の経過、適用対象企業による認識の程度など多くの要件を満たしていない限り、当該会計処理の方法が、「唯一の公正なる会計慣行」とは成り得ないということであり、「唯一の公正なる会計慣行」となるための要件のハードルが非常に高いことが示されている。

ものであり、一定の場合において法人税法で定める処理等を認める、企業会計基準とは異なるものであるが、会計参与が取締役と共同して会社の計算書類の作成において参照することが推奨されており、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するものであると解されている。

なお、平成 17 年改正前商法では、商法及び商法施行規則に、ある程度の会計処理の方法を定めた計算規定が存在し、「公正ナル会計慣行」は、これらを補充するものとされていた。これに対し、会社法及び平成 17 年改正後商法では、会社その他の商人の会計は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行¹³」に従うことが原則とされ、その上で、会社計算規則及び平成 18 年改正後商法施行規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と合わせてはじめて会社の計算に関する規律が明らかとなる構造を採用している¹⁴。しかし、会社法や会社計算規則等では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」及びその内容の一部のみが規定され、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」がどのような要素を内包する概念であるのかについて、示されていない。特に、中小企業の会計処理のあり方を示すものとして、現行の「中小企業の会計に関する指針」がその要素を網羅的に示しているものとは解されないことから、中小指針の外延の外にある「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を示すものは存在しておらず、その結果として、会社法制度の構造上、間隙が生じている。

② 法人税法会計

我が国の法人税法では、法人の確定した決算に係る利益を法人

¹³ 商法では、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」（商法第 19 条第 1 項）。

¹⁴ 「「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は単に補充的な意味を持つにとどまらないという位置づけが与えられ、会社計算規則はそれ自体では自足的に規定を設けておらず、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」（中略）と合わせて初めて、会社の計算に関する規律が明らかになるという構造が採用されている。」（弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則」（商事法務））

税法における別段の定めにより調整し、課税所得金額の計算を行う確定決算主義が採用され¹⁵、その具体的な手続きとして損金経理要件等が課されている¹⁶。確定決算主義が採用されている背景には、課税の便宜性¹⁷、課税の安定性¹⁸等が指摘されているが、特に、中小企業にとっては、課税所得計算の手間を大幅に軽減できることが大きなメリットとなっている。他方、確定決算主義を通じ、法人税法で規定される処理により算出した金額が、企業会計上の金額として採用され、企業会計に影響を与える、いわゆる「逆基準性¹⁹」の存在も指摘されている。

法人税法では、会計処理に関する包括的な規定として、課税所

¹⁵ 品川芳宣「法人税の課税所得の本質と企業利益との関係」、杉田宗久「法人税法における確定決算主義」など

¹⁶ 法人税法における確定決算主義の内容は、次のとおり。

- ・確定申告：法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に対し、確定した決算に基づき所得金額、税額等を記載した申告書を提出しなければならない。（法人税法第74条）
- ・公正処理基準：法人税法に別段の定めのない益金、損金は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する。（法人税法第22条第4項）
- ・損金経理要件：法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること（法人税法第2条第25号）を言う。具体的には、減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法（法人税法第31条）、繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法（法人税法第32条）、資産の評価損の損金不算入等（法人税法第33条）、引当金の繰入額の損金算入（法人税法第52～54条）などの項目がある。

¹⁷ 会社法上で確定した決算を課税所得計算の基礎とすることで、企業の課税所得計算の簡便化、税制の簡素化、課税当局のコスト削減などが図られる。（杉田宗久「法人税法における確定決算主義」、前原真一「法人税法の損金経理要件について」など）

¹⁸ 会社法上の計算書類と税法上の計算書類が分離されている場合、企業としては、商事上の利益はより大きく、税務上の所得はより小さくなるような会計処理を選ぶ可能性があるが、損金経理要件等により両者の結合を維持することで、課税所得が不当に減少する事態を防ぐ。（杉田宗久「法人税法における確定決算主義」、前原真一「法人税法の損金経理要件について」など）

¹⁹ 「逆基準性の原則」とは、もともとドイツ所得税法第5条第1項第2段の「税法上の選択権は、利益計算にあたって、商法上の年度決算書に一致して行使されなければならない」とする原則を指す（なお、「逆基準性の原則」は、2009年5月28日の「会計基準近代化法（Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz/BilMoG）」施行に伴い削除された）。

我が国法人税法においては同種の原則は存在しないものの、損金経理を要件とする処理（例えば、法人税法の減価償却費は、あらかじめ法人の確定した決算において費用処理しなければならないなど）では、税法の規定が会計処理に影響を及ぼすことで、ドイツにおける「逆基準性」の原則の場合と同様の結果となる処理が行われることがある。これを指して「逆基準性」という表現が使用されることがある。

得計算は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」（法人税法第 22 条第 4 項）と規定されている。これは、いわゆる公正処理基準と呼ばれ、昭和 42 年に導入されたものである。元々、法人税法では、課税所得は、本来・税法・通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提として成立しているものであるとされていたところ²⁰、本規定は、課税所得は納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定として定められたとされている²¹。この法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の解釈については、これまで各種の裁判例が存在している²²。

²⁰ 「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和 27 年）

「税制上または税務上の理由により、企業の実際の純利益と実際の課税所得との間に不一致を生ずる事実を無視し得ないとしても、公正妥当な会計原則に従って算定される企業の純利益は課税所得の基礎をなすものであり、税法上における企業の所得の概念は、この意味における企業の利益から誘導されたものであることを認めなければならない。税法における所得計算の基本理念もまた究極において「一般に認められた会計原則」に根拠を求めなければならないのである」

²¹ 企業会計審議会「税法と企業会計との調整に関する意見書」（昭和 41 年 10 月 17 日）（抄）

・「課税所得は、本来・税法・通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提として成立しているものである。（中略）そこで、このような観点を明らかにするため、税法において、課税所得は納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である。」

・「税法上の各事業年度の課税所得は、企業会計によって算出された企業利益を基礎とするものである。すなわち、課税所得は、企業利益を基礎として税法特有の規定を適用して計算されるものである。」

・「法人税法上の課税標準の総則的規定として、「納税者の各事業年度の課税所得は、納税者が継続的に健全な会計慣行によって企業利益を算定している場合には、当該企業利益に基づいて計算するものとする。納税者が健全な会計慣行によって企業利益を算出していない場合または会計方法を継続的に適用していない場合には、課税所得は税務官庁の判断に基づき妥当な方法によりこれを計算するものとする」旨の規定を設けることが適当である。」

²² 裁判例においては、法人税法第 22 条第 4 項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」につき、次のような解釈がなされている。

・「一般社会通念に照らして公正で妥当であると評価され得る会計処理の基準」であり、「企業会計原則や商法・証券取引法等の計算規定以外に確立した会計慣行を含むもの」（東京地判平成 19 年 1 月 31 日）

・「企業会計実務の中に慣習として発達具現化した会計原則」（神戸地判平成 14 年 9 月 12 日）

・「現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するもの

なお、法人税法の別段の定めによって定められる処理（いわゆる「税法基準」）については、公正な慣行として行われている限り²³、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当し得るものであると考えられていると解される²⁴。

法人税法では、会社法の会計処理が課税所得計算の根本に据えられていることから、「企業所得の計算についてはまず基底に企業会計があり、その上にそれを基礎として商法の会計規定があり、さらにその上に租税会計がある、という意味で「会計の三重構造」を前提としている」と指摘されている²⁵。しかし、近年では、課税の適正化の観点から、法人税法の独自性が強調され、法人税法で定める処理と会計処理との乖離が広がっていることが指摘されている²⁶。

でない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたもの」であり、「権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものと思われる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も当該会計処理を正当なものとして是認すべき」（最判平成5年11月25日民集47-9-5278）

²³ 例えば、法人税法が定める耐用年数に従った減価償却は、原則として、「公正ナル会計慣行」に従ったものと解されるのに対して、減価償却限度額未満の償却や未償却は、法人税法上は許容されているが、会社法には違反するものと考えられる。（弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則」（商事法務））

²⁴ いわゆる長銀判決（最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁）及び日債銀判決（最判平成21年12月7日）において、「公正ナル会計慣行」として行われていた税法基準」と言われていることから見ても、「税法基準」とは、税法に規定されている会計処理の方法であり、これが、公正な慣行として行われている限りは、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法第431条）に該当し得るものであると考えられていると解される。

²⁵ 金子宏「租税法」（弘文堂）

²⁶ 平成8年の「税制調査会法人課税小委員会報告」では、会計基準との調整を図るよりも、「適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取り扱いをすることが適切と考える」として、税法の独自性が強調された。これを受けて、平成10年に退職給与引当金の縮小、賞与引当金制度の廃止、平成14年に退職給与引当金の廃止により課税ベースが拡大され、税法と会計の乖離を調整するため、平成12年に税効果会計が導入されたところである。

③ 金融商品取引法会計

金融商品取引法は、主として、上場企業を始めとする大企業などを規制対象としており、中小企業は、基本的には、金融商品取引法会計の適用対象外とされる²⁷。金融商品取引法では、財務諸表は、「一般に公正妥当であると認められるところに従って」作成しなければならないとされ（金融商品取引法第193条）、「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表規則」という。）第1条第1項）とされている²⁸。

金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の

²⁷ 金融商品取引法上の企業内容等の開示制度は、発行市場における開示制度と流通市場における開示制度に大きく分かれる。前者については、有価証券の募集又は売出の勧誘対象者が50人以上で発行価額又は売出価額が1億円以上等となる会社、後者については、上場会社、有価証券届出書を提出した有価証券の発行会社、有価証券の所有者数が500人以上の会社等が適用対象となり、それぞれ有価証券届出書、有価証券報告書の提出が義務づけられている（金融商品取引法第5条、第24条等）。これら有価証券届出書及び有価証券報告書には、財務諸表が含まれており、これについて、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならないものとされている（金融商品取引法第192条の2）。

²⁸ 財務諸表規則第1条第2項において、「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」と規定されており、企業会計審議会が公表された企業会計原則は、金融商品取引法上の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として位置付けられている。

また、財務諸表規則第1条第3項において、「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」と規定されており、この規定により、民間の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が設定した会計基準についても、金融庁長官の告示による指定を通して、金融商品取引法上の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として位置づけられることとなり、法令の規定上は、ASBJが開発・公表した企業会計の基準が、直ちにそのまま金融商品取引法上の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として位置づけられるわけではない。

なお、財務諸表規則第1条第4項において、「金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。」と規定されている。

基準」には、企業会計原則や企業会計基準などが該当する。また、財務諸表規則に規定されている「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は、理論的には、会社計算規則に規定されている「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」よりも狭い外延を持つものとされている²⁹。

(2) 中小企業の会計を巡るこれまでの経緯

① 「企業会計原則」、「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」について

終戦直後の昭和 25 年 1 月に、シャープ勧告に基づく青色申告制度の導入にあたって、正確な会計帳簿が必要となったことなどを背景として、昭和 24 年に経済安定本部企業会計制度対策調査会により、大企業向けに、株式会社の会計処理と会計報告のための規範である「企業会計原則」が公表され、法人企業形態をとっていない個人商店向けに「中小企業簿記要領」³⁰が公表された。

²⁹ 弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則」(商事法務)

³⁰ 「中小企業簿記要領」は、「中小商工業者のよるべき簿記の一般的基準を示す」ものであって、課税の合理化、中小企業融資の円滑化、事業経営の合理化を目的とし、正規の簿記の原則など 7 つの一般原則が示されている。

(1) 目的

- ・ 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること
- ・ 融資に際し、事業経理の内容を明らかにすることによって、中小企業金融の円滑化に資すること
- ・ 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること

(2) 一般原則

- ・ 簿記は、事業の資産、負債及び資本の増減に関するすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものでなければならない(正規の簿記の原則)
- ・ 簿記は、事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない(真実性の原則)
- ・ 簿記は、財務諸表により、利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、事業の状況に関する判断を誤らせないようにしなくてはならない(明瞭性の原則)
- ・ 簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して整理しなければならない(事業会計・家計区分の原則)
- ・ 簿記は、一たん定めた会計処理の方法を継続して適用し、みだりに変更してはならない(継続性の原則)
- ・ 仕入、売上等重要なる費用及び収益は、その支出した期間に正しく割り当てられるよう

特に、「中小企業簿記要領」では、中小企業の実態に配慮されたものとなっている³¹。

昭和 28 年 10 月には、簿記普及運動の一環として、法人企業形態をとった中小企業向けに「中小会社経営簿記要領」³²が中小企業庁より公表された。

「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」は、いずれも中小企業の属性や特性に配慮がなされ、中小企業の記帳に関する指導書としての役割を担っていたと考えられる。

② 「中小企業の会計に関する指針」の策定に至る経緯

戦後における中小企業の会計は、青色申告制度の定着に向けた複式簿記の普及のためという位置付けのものであり、戦後の中小企業の会計処理は、複式簿記を基礎として行われてきたが、時を

に処理しなければならない（収支的評価の原則・発生原則）

・簿記は、前各号の要請を満たす限り、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易ならしめ、記帳の能率化、記帳の負担軽減をはからなければならない（記帳の能率化・負担軽減の原則）

³¹ 「企業会計原則」と「中小企業簿記要領」の一般原則は、ほぼ同じ内容であるが、一般原則として「事業会計・家計区分の原則」及び「記帳の能率化・負担軽減の原則」は、「中小企業簿記要領」のみに置かれている。前者は、中小企業は所有と経営が未分離でありその分離を要請しており、後者は、中小企業の場合、経営者や従業員は会計知識が十分ではなく、また、会計知識を有する従業員を雇用する経済的コスト負担に限界があることから、会計処理や帳簿組織の簡易化を要請している。（河崎照行「中小企業における簿記の意義と役割」（「会計」2009年9月号））

³² 「中小会社経営簿記要領」は、「中小企業のうち、会社経営のもの」を対象に、「経理業務の充実、経営の改善・合理化、金融の円滑化」などを目的として、「一般公正妥当と認められる企業会計基準に準拠し、且つ法人税法施行細則の記載要件にあてはまる複式簿記」を示したものであり、中小企業の特性について、次のように述べられている。

(1) 中小企業の特性

- ・個人的色彩が濃い
- ・会社の一二の役員が事実上その会社を支配している傾向が強い
- ・経理担当者が少人数に限られている
- ・専門的な経理知識が不足している

(2) 目的

- ・この要領は、中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資するために作成されたものである。中小会社は、これによって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領となるものである。

経て、中小企業を巡る金融環境や取引構造が大きく変化した。

平成 13 年の商法改正では、計算書類の自社ホームページ等によるインターネット公開³³が認められ、平成 14 年の商法改正では、計算規定が省令化された際に、衆参の付帯決議³⁴で、中小企業に配慮して必要な措置を採るよう要求されたことなどに伴い、中小企業にとって望ましい会計のあり方に対する関心が高まっていた。

こうした状況の中で、中小企業庁において、「中小企業の会計に関する研究会」が開催され、資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計のあり方という観点から多面的な検討が行われ、平成 14 年 6 月に報告書が取りまとめられた。同報告書では、全ての会社は、商法により「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされ、商法の会計に関する規定では選択の幅があることが指摘されている。また、中小企業の会計を考えるにあたっての判断の枠組みについては、「計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」、「経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと」、「対象となる会社の過重負担にならないこと。(現実に実行可能であること)」、「現行の実務に配慮したものであること」、「会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること」とされた。さらに、同報告書において、「会計実務、運

³³ 会社法第 440 条第 3 項において、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。」とされている。

³⁴ 衆参の付帯決議は、次のとおり。

・衆議院付帯決議（平成 14 年 5 月 19 日）

「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

・参議院付帯決議（平成 14 年 5 月 21 日）

「計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること」

用に関する事項には立ち入っていないが、こうした面も含め、専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている」とされた。

これを受けて、平成 14 年 12 月には、日本税理士会連合会より、「中小会社会計基準」が公表され、平成 15 年 6 月には、日本公認会計士協会より、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が公表された。

「中小会社会計基準」では、「中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある」という考え方に基づき、「複数の会計処理の方法が存する場合は、会社の実態に応じ、適正な利益計算が行われるよう適切に選択する」とされた。

「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」では、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべき」³⁵、「税法基準はあくまで課税所得算定のための計算規定であって、会社の財政状況及び経営成績を適正に表示するための会計基準としての規範にはなり得ない」という考え方に基づき、「中小会社の特性を考慮して、その適用方法の簡便法等を認め、あるいは税法基準及び商法の観点からも特別の配

³⁵ 「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも一つであるべき」とする理由は、次のとおり。

- ・同一の取引及び経済事業の認識及び測定の基準には、会社の規模の違いは反映されるべきものではない
- ・会社の規模によって異なる認識及び測定の基準によって表示された財政状態及び経営成績には、単なる会社の規模の違いだけでなく、基礎的概念の違い（例えば、発生主義対現金主義、時価法対原価法）まで混在しているため、それらを同じレベルの品質及び性質の情報として、企業の経営実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することができない
- ・二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。

慮を認めるという考え方を採用」し、一定の場合³⁶には簡便法や法人税法で規定する処理が認められるとされた。

平成 17 年 8 月には、中小企業庁、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会の 3 つの報告書を統合するものとして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会及び日本商工会議所の民間 4 団体により、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が策定され、以降、累次の改訂³⁷が行われてきた。

③ 「中小企業の会計に関する指針」の特徴

中小指針は、金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意に会計監査人を設置する会社を含む。）及びその子会社を除く株式会社を適用対象としており（中小指針第 4 項）、中小企業がこれに拠り計算書類を作成することが推奨されているものであり（中小指針第 3 項）、「総論」において、基本的な考え方が示されている。

まず、「目的」において、「本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適切な会計のあり方を示すもの」であり、「このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする」とされている（中小指針第 3 項）。

³⁶ 簡便的な方法が認められる場合は、次のとおり。

- ・ 現行の個別の会計基準には明文規定はないが、法人税法に規定があるもの（例：固定資産の耐用年数）については、会計処理上も妥当と思われる範囲内においてそれを利用する
- ・ 現行の個別の会計基準の計算方法と異なるが、法人税法に定める計算方法を用いても会計基準の趣旨に反しないと思われるもの（例：各種引当金の計算方法）については、会計処理上も一種の簡便法として利用する

³⁷ 中小指針の改訂は、平成 18 年 4 月、平成 19 年 4 月、平成 20 年 5 月、平成 21 年 4 月、平成 22 年 4 月の 5 回。

次に、「本指針の作成に当たっての方針」において、中小企業の会計情報においても、大企業と同じく、投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割が必要となるため、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」という考え方を採用する一方、中小企業の会計には、配当制限や課税所得計算などの利害調整や、「経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資する」という役割が重要であるため、「専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合³⁸には認められる」とされている（中小指針第6項）。

（3）国際会計基準と中小企業会計

2005年にコンバージェンス・プロジェクトが開始され、2007年に東京合意が締結され、企業会計基準のIFRSへのコンバージェンスが加速化している。それに伴って、中小指針についても、累次の改訂³⁹が行われている。

企業会計基準は、金融商品取引法適用会社が、同法に基づく財務諸表・連結財務諸表を作成する際に従うべき基準である。企業会計基準のIFRSへのコンバージェンスは、国境を越えて投資を行う投資家に対する比較可能性の高い会計情報の提供を主な目的として進められ、中小指針とは独立した事象である。しかし、中小指針は、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」とする考え方が採られており、コスト・ベネフィットの観点から検討が行われ、企業会計基準を簡

³⁸ 一定の場合（中小指針第7項）は、次のとおり。

①会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合

②会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

³⁹ IFRSへのコンバージェンスに伴う中小指針の改訂は、平成20年5月、平成21年4月、平成22年4月の3回。

素化する形で策定・改訂が行われる。このため、企業会計基準のIFRS へのコンバージェンスが行われる度に、中小指針についても、改訂がなされ、間接的にIFRS へのコンバージェンスが行われることとなる。

これまで、IFRS へのコンバージェンスにより、中小指針の個別勘定項目では、棚卸資産⁴⁰、リース取引⁴¹、収益・費用の計上（工事契約）⁴²、組織再編の会計⁴³が改訂され、資産除去債務⁴⁴が今後の検討事項とされている。

⁴⁰ 平成 20 年 5 月の改訂において、棚卸資産の評価基準について、原価法又は低価法による評価から、期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、低価法による評価をすることに変更された。平成 22 年 4 月の改訂において、棚卸資産の評価方法について、後入先出法による評価が廃止された。

⁴¹ 平成 20 年 5 月の改訂において、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から売買取引に係る方法に準じた会計処理（例外処理として、未経過リース料を注記することで、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が適用できる）に変更された。

⁴² 平成 21 年 4 月の改訂において、収益・費用の計上での工事契約について、工事完成基準又は工事進行基準による計上のいずれかの選択適用から、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合（工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度の各要素について信頼性をもって見積もることができる場合）には、工事進行基準を適用し、それ以外の場合は工事完成基準を適用しなければならないことに変更された。

⁴³ 平成 22 年 4 月の改訂において、企業結合が行われた場合の会計上の分類について、取得、持分の結合、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引等の 4 分類から取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の 3 分類に変更された。

⁴⁴ 平成 22 年 4 月の改訂において、資産除去債務は各論の項目には記載されなかったが、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ引き続き検討することとして、今後の検討事項として追記。